

ヘーゲル著『ドイツ国制論』草稿断片 訳と註 (5)

早 瀬 明

〈Kurze Inhaltsangabe〉

Japanische Übersetzung und Kommentare zu Hegels Fragmenten einer Kritik der Verfassung Deutschlands: Diese Übersetzung im Ganzen besteht aus den Teilübersetzungen von sechs Fragmenten. Im ersten Fragment wird erörtert die Problematik eines Staates, dem die Kraft bzw. Staatsmacht genommen ist. Im zweiten handelt's sich um die Frage, was dem Deutschen Reich überhaupt das politische Schicksal der Staatslosigkeit gebracht hat. Hier wird eine große geschichtliche Bedeutung des Westfälischen Friedens für Deutschland hervorgehoben. Im dritten wird eine Verwechslung von Staatsrechten mit Privatrechten für schuldig an der Staatslosigkeit Deutschlands erklärt. Im vierten wird es klar gemacht, daß die Hauptursache der Niederlage vom Koalitionskrieg im Egoismus der deutschen Länder lag. Im fünften macht uns der Verf. auf die Abwesenheit eines einheitlichen deutschen Finanzwesens, das erst den auswärtigen Krieg ermöglichen kann, und deren Ursachen aufmerksam. Und im letzten und sechsten wird die Tatsache festgestellt, daß die Entwicklung der Verfassung zum einheitlichen Staat im Deutschland, anders als in andern europäischen Ländern, unterwegs zur Scheiterung gezwungen wurde, woran der Westfälische Friede schuldig sein soll.

訳

【イエナ諸草稿並びに完成稿（1801年）諸断片】¹⁾

II.

他所の諸国家に対して自分を防衛する力を奪われた国家、国内にあっては、最高の司法を操る権力をも、全体に関わる権限を我が物にしようとする諸個人に抗してそれを維持する権力をも、もたない国家は、必然的に、戦争の中であらゆる掠奪と狼藉に曝されざるを得ず、味方も敵方も受ける戦争の大損害を蒙らざるを得ず、他所の〔国家〕権力に〔自国の〕諸州を奪われざるを得ない。そのような国家は、正義を政治と運命とに委ねざるを得ない。そのような国家は、若し個々の構成員に対する国家権力を減ぼされ、臣下に対する君主権を喪失するならば、主権的な諸国家以外には何も自分の中に含まないことにならざるを得ず、それら主権的諸国家の中では、力の強い方の諸国家が単なる権力と恠利との法則に従って拡大していき、力の弱い方の諸国家はそれに呑み込まれていくことにならざるを得ない。そのような国家は、ラント平和令²⁾ 以前の状態に陥らざるを得ない。但し、その状態は、人間の性格が変化し権力の道具立て〔が変化したこ

と〕によって、外見上は〔以前よりも〕一層平和であるように見えるのである。【草稿中断】

A. 他所の諸〔国家〕権力に対するドイツの運命

ドイツ帝国が何世紀にも互る〔時の〕進展の中で喪失した諸領土は、一つの長くて悲しむべきリストを作り上げる。それでも、国法学者達は、ドイツが有する巨大な〔領土〕請求権の数々を今もなお大いに誇りとしており、それらの請求権の数々を披露しては、心慰められる感動を得ているが³⁾、その感動は、正に、零落した貴族が、失われた栄光の最後の残影、先祖代々の肖像画を保管しているときに得られる感動そのものである。両者〔国法学者と零落貴族〕は共に、彼等の慰めを妨げられたことが殆ど無い。国法学者達の〔誇りとする〕請求権が〔外国の〕大臣に懸念を覚えさせたこともまだ無いし、債権者が〔零落〕貴族の先祖の肖像画を欲しがること無ければ、〔肖像画の〕所有者が肖像画を売却したいという誘惑に駆られることも、肖像画の値段は〔所有者の想定する〕価値よりも遙かに低いものとなるであろうから、無い。そして、前者の請求権も後者の肖像画も静かに朽ち果てていく。〔両者の〕所有者は、折々、〔請求権の上に積もった〕塵を払ったり肖像画を眺めて無邪気に悦に入ったりすることで、満足感を得るのである。

仮令ハンガリー、ポーランド、プロイセン、ナポリ他に対するドイツ帝国の請求権が国法学者達の許で話題になったとしても、〔そうした請求権が〕政治的重要性をもたないことに贅言を費やす必要はない⁴⁾。更にまた、これらの諸国と〔ドイツ帝国の間の〕嘗ての国家的結合については、以下の事を指摘しておかねばならない。即ち、これらの諸国は、ドイツ国家と結合していたのではなく、キリスト教的世界の首長、〔世俗〕世界の主、その他の属性を嘗て有していたローマ皇帝と結合していたのであり、従って、その結合はドイツ国家には関わりがなかったのである。換言すれば、ローマ皇帝〔であること〕とゲルマニアの国王〔であること〕は、称号でも分離しているように、本質的に分離しているのである。— ローマ皇帝の支配領域に数え入れられたもの〔への請求権〕、そうした〔数え入れによる〕諸国の不自然な統合を、主張しようという関心や意志も、〔それを主張し得る〕力も、ドイツ帝国はもっていなかった。なにしろ、本来的な意味でドイツ帝国との国家的結合の中にある諸国家、即ち、ドイツ帝国を構成している諸部分〔ですら〕ドイツ帝国は維持することができなかつたし、維持しようとしなかつたのであるから。

ランゴバルド王国はドイツと比較的緊密な関係にあったし、最近に至るまで、そうした関係の痕跡が維持されていた。しかし、こうした痕跡は、ドイツの〔帝国〕等族と帝国の間関係より更に微弱なものである。従って、国家に関連して考慮されることはあり得ない。

ドイツ帝国に本質的に帰属し、完全な〔帝国〕等族身分を所持している領邦に関して言えば、帝国の行なうどの戦争も殆どは、帝国がそうした領邦を喪失することを以て終結した。この喪失には二種類がある。即ち、ドイツの領邦が、外国の支配権の下に服属し、ドイツの領邦が帝国に対してもっている総ての権利並びに義務から完全に引き離されること、こうした〔対外的な意味での〕ドイツの喪失に加えて、以下のことも〔対内的な意味で〕国家にとっての喪失と看做されなければならない。即ち、非常に多くの領邦は、確かに、皇帝と帝国に対して彼等が従来より有

してきた法的関係の総ての中に留まりはしたが、しかし、同時に独立国の君主でもあるような領邦君主を迎えることになったのである。こうした事態は、見掛け上は何ら喪失ではないし、見掛け上は総てが昔のままである。〔しかし、〕国家の纏まりを支える主柱が掘り崩されてしまっている。何故なら、そのこと〔領邦君主の独立性〕によってこれらの領邦はドイツ国家の執行権力から独立してしまっているからである。

我々は、それ以前の時代までは遡らず、ヴェストファーレン講和条約以降に、ドイツの無力、ドイツの運命が、外国の諸権力との関係の中で、即ち、ドイツの領土の拡がりの中で⁵⁾、どのように現れ出てきたか、その講和条約によってドイツが〔そうした関係の中で〕失なったものは何であったか、その事について概観を与えようと思う。と云うのも、その〔三十年〕戦争による損害は、どれだけ挙げても尽くし得ない程のものだからである。

ヴェストファーレン講和条約に於て失われたものは、ネーデルランド連邦〔共和国〕とドイツ帝国の結び付きの総てであるのみならず、スイスもそうである。スイスは、勿論、実際上は遙か以前よりドイツ帝国から全く独立していたが、今〔ヴェストファーレン講和条約に於て〕ドイツ帝国により公式に独立を承認されたのである。スイスに対するドイツの単なる請求権が失われたに過ぎず〔現実的な〕占有物が失われたのではない此の喪失は、勿論、重要なことではない。何故なら、ドイツ帝国は、自分に結び付いていたものですら維持することができなかったのであるし、況して、離反していった諸々の属州を到底引き戻すことなど到底できなかったのであるから。しかし、ドイツの国法学者達は、勿論、そうした請求権のほうを遙かに高く評価していたのであり、彼等の物言いでは、属州を占有することなど、帝国〔の領土〕に対する空虚な請求権に比すれば、どうでもよいことなのである。

同様、ドイツはフランスに対して、メッツ、トゥール、ヴェルダンといった司教領並びに都市を公式に割譲したが、これらは〔条約締結時点で〕既に一世紀に亘って失われていたものであった。〔それに対して、〕帝国にとっての現実的な喪失は、オーストリアが占有していた方伯領エルザスの割譲と、以前の帝国都市ビザンツ〔ブザンソン〕のスペインへの割譲とであった。

これらの領邦は、ドイツ帝国とのあらゆる結び付きの外に出たのである。しかし、これらより多くの領邦が、確かに法的にはドイツへの依存関係の中に留まりはした。しかし、それらの領邦がそこに留まると同時に外国の君主がそれら領邦の領主となったという事実は、それらの領邦が〔ドイツ帝国から〕実際上は分離することになる根拠を据えたのである。即ち、フォアポンメルン、ヒンターポンメルンの一部、大司教区ブレーメン、司教区ヴェルダン、〔ハンザ〕都市ヴィスマールは、〔ドイツ帝国から〕スウェーデンへ移ったのであり、大司教区マグデブルク、司教区ハルバーシュタット、〔司教区〕カミン、〔司教区〕ミンデンは、〔ドイツ帝国から〕ブランデンブルクへ、即ち、プロイセンの大公そして後の国王へ移ったのである。仮令ブランデンブルクの領主〔プロイセン大公そして国王〕が同時に主権者であった訳ではないとしても、ドイツの〔帝国〕等族がその数を上述のようにして減少させ一つの群れ⁶⁾へと融合していくことは、〔ブランデンブルクの領主が主権者であった場合と〕同じ結果を、即ち、非常に多くの〔帝国〕等族が

一つの等族へと変化することを通して国家権力を作りあげ、この国家権力がドイツ〔帝国〕の国家権力に対抗し得るようになるという結果を齎し得たと言えるだろう。こうしたことは、その国家権力が複数に分割されている時には為し得なかったことである。こうした減少には、以上で言及したもの以外にも⁷⁾、幾つかの特殊な〔帝国〕等族が関わっていた。シュヴェリーン、ラッツェブルク等がそれである。ドイツの国家権力にとって破壊的であったのは、ドイツ帝国が、外国の諸権力に対してドイツ帝国の国制と国内諸関係についての保証を与え、そのことによって、帝国自身を国家として維持し帝国の国制を維持していく能力が〔帝国には〕欠如していることを自ら認め、ドイツの国内問題に干渉する権利を外国の諸権力に譲渡したことである。

ドイツの国家権力を弱体化させた別の内的要因、幾つかの地方〔領邦〕に附与された不上訴特権、被告が訴訟を処理されたいと望む帝国裁判所を選択することが許可されたこと、更には宗教問題に於てのみならず、帝国全体に関与する他の問題に於ても、帝国議会で票の多数が拘束力をもつことはないと言われたこと、ドイツ帝国は、帝国都市に担保として与えた主権的諸権利を請け戻すことは許されないとされたこと、その他、これ等については、別の機会に言及する。

次の講和条約、即ちナイメーヘン講和条約に於ては⁸⁾、——この講和条約は、帝国代表者会議を開催せずに締結されたものであったが、帝国によって批准され、従って、「この講和条約に対する帝国側からの如何なる抗議も受け容れられるべきではない」とする講和条約の約款も批准された。ブルグント伯領に対する帝国の高権（Hoheit）は放棄され、北ドイツの幾つかの地域はその領主が変わり、南ドイツではドイツの諸要塞に於けるフランスの駐留権〔が変更された〕。

ドイツ帝国は、他の諸国家では容易には現れない全く独自の諸現象を示した。即ち、平和時、ナイメーヘン講和条約締結の後に、エルザスの十帝国都市〔同盟〕と他の諸地方とがフランス領となって失われた。

レイスウエイク講和条約は帝国代表者会議の陪席の下で締結されたが、〔その際、〕帝国代表者会議は、外国使節との会議に列席することを許されず、皇帝使節の意向に従って、報告を受け取り賛成意見を求められたに過ぎない。この講和条約は、これらの諸地方をフランスが領有することを批准し、その代わりに、帝国には帝国要塞ケールの獲得を〔認めた〕ものではあるが、〔以前フランスに〕征服されていたものをフランスが返還した〔ライン川右岸の〕諸地方に於ける宗教に関する有名な約款を含んでいた。この約款は、プロテスタントの〔帝国〕等族に多くの問題を生じさせ、プファルツに多大な禍を齎すのに手を貸した。

バーデン講和会議には帝国代表者会議は関与せず、講和条約もドイツ帝国に如何なる直接的変更をも生ぜしめず、オーストリアはブライザッハとフライブルクを取り戻した。この講和条約が、厳密には、ドイツ帝国が締結した最後の講和条約である。

スウェーデンが〔国王〕カール十二世の死後にハノーファー、プロイセン、デンマーク、ロシアと締結した数々の講和条約は、その勇敢な国王が勝ち取ってきたヨーロッパ列強間での地位をスウェーデンから奪い去ったのみならず、【草稿中断】

d. 政治的な原則、有力者達⁹⁾に彼等の〔帝国に対する〕依存性を感じさせるための。

Ⅱ. 次に確定判決が生じた。〔しかし〕執行が欠落している。この側面には無政府状態が明白である。如何なる国家権力も〔存在しない〕。

Ⅲ. 領邦君主の主権的な諸権利は、確かに、戦争〔宣戦〕や講和に迄は拡がらない。最近でもそうである。実際には、寧ろ、外国の諸権力との同盟迄である。従って、〔帝国〕等族の〔同盟の〕権利が政治の対象となる。〔外国との同盟は〕元々〔政治の対象であるが、同盟の〕権利も〔政治の対象となる〕¹⁰⁾。〔帝国からの〕独立へ向かわんとする〔等族の〕こうした傾向が〔帝国国制の〕改善を不可能にする。〔独立への傾向を隠蔽するための〕尤もらしい口実、即ち、「悪しき司法」「悪しき司法から免れるため」。上述の傾向〔をもつ等族〕は、この口実を取り除くことを望まない。〔皇帝〕ヨーゼフ二世の下で〔帝国最高法院への〕査察¹¹⁾〔が、試みられた〕。〔査察を巡る議論の中で〕等族は、〔皇帝に〕攻撃されると、皇帝と帝国¹²⁾を攻撃した。両者は、その様にして〔応酬の〕成り行きに任せた。〔査察は〕両者にとって〔実は〕好ましくないもの〔であった。〕何故なら、両者の無規定的な諸権利が規定によって失われる可能性があったからである。帝国等族にとって、より好い司法は怖ろしいものであり、外国勢力の許に使節を派遣し政治的交渉を通じて利益を得るという彼等の政治を無きものにしてしまう。両者〔司法と政治〕は、完全に矛盾している。権利の問題は権力の問題、影響力等の問題ではあり得ない。確かに、等族は相互に戦争する権利をもたない。しかし、同盟を介して間接的に戦争の権利をもつ。都市ミュンスターは、そうした経緯で、司教区の支配の下に置かれた¹³⁾。

Ⅳ. しかし、非常に重要な事情は、国家権力と権利対象との間に生じる区別である。権利対象は私的所有物であるが、国家権力は私的所有物ではあり得ない。国家権力は国家から流れ出てくる。国家権力に対する権利は、国家の権利以外には存在しない。国家権力の範囲、国家権力の占有は、国家に依存し、国家との関係に於て妥当するに過ぎない。裁判によって取り扱われる対象ではない。私的所有物の取得は、偶然の事柄であり、〔個人の〕意思選択の事柄であるが、国家権力は、全体との極めて密接な連関の中にある。国家は最高の命令者である。仮令只一つの点——法律を防衛する、しかも他所の国家権力に対して防衛する——でそうであるに過ぎないとしても、しかしその点で。総ての権利は国家に由来する。決定を下すのは国家でなければならない。偶然であってはならず、文書であってはならず、その他の権原であってはならない。

コンリングとヒッポリトゥス・ア・ラピデは、ローマ法と国家法の間には斯様な区別を設けている¹⁴⁾。しかし、〔その区別を設けたのは、〕国家の結合のためというより国家の解体のためであるように思われる。彼等は、〔帝国〕等族を国家として構成した。その時、勿論、私法を国家としての等族に適用することができない。しかし、その時、ドイツは国家でなくなっている。

〔二つの〕帝国裁判所により〔存立する〕帝国団体¹⁵⁾は団体ではない。カール大公は、〔確かに、〕帝国防衛を呼び掛ける何回かの布告の中でそうした帝国団体に言及したが、しかし、帝国裁判所は a) 無力で如何なる実力をも有しておらず、 b) 国家権力に関わる事柄は、裁判の対象ではない、即ち、国家権力の分割に照らして〔裁判の対象ではない〕。〔裁判と権力との〕区別が際

立つのは、有力な帝国諸侯〔領邦君主〕或は外国の君主が、帝国に対する権利や義務を相続する場合である。〔即ち、〕法（権利）的には、そうした権利や義務は、帝国諸侯や外国君主に与えられるべきものであるという判決が下されなければならない。しかし、国家に鑑みるならば、正反対である。と云うのは、そうした判決が下されることによって、巨大な下位の国家権力〔領邦の権力〕が、最高位の国家権力〔帝国の権力〕からすら免れることのできる一人の手¹⁶⁾に帰することになるからである。嘗て行なわれた〔帝国領土の〕諸分割¹⁷⁾を——もし〔それらによって〕等族が〔それぞれ〕独立の国家を成すとすれば——国法的視点から等族を見て、認めないこと〔が必要である〕。と云うのは、そうした分割は国家を瓦解させ、〔また、〕そうした分割は国家権力を私法の流儀で分割する——もしドイツがひとつの国家に留まるべきであるとすれば、〔ひとつの〕国家権力が存在しなければならない——からである。〔そうした分割の結果〕今は〔皇帝の〕家臣〔帝国等族〕が大きくなり過ぎて、個々の領邦は、統合される可能性があるというに過ぎず、従って、国家にとって危険な存在となっている。

この帝国団体は、権力をもたず目的にも従わず、国法と私法との混同という誤った原理に基づいている。【草稿中断】

帝国の敵を〔?〕、三番目の〔?〕は中立条約を〔?〕等々、そして、攻撃されている同朋等族¹⁸⁾を、助けもせず、破壊し尽くす敵の圧倒的軍勢に委ね、そして、同朋等族自身の弱さに委ねる。或る等族に至っては、帝国議会の場で、〔フランスとの〕取り決めによって、帝国軍の編成や戦費調達目的でのローマ月税の支払いに加わることが許されていないとして、〔それらに反対の〕投票を行なっている。帝国等族にとって、帝国に対するレーエン制的義務よりも神聖な取り決めが存在するであろうか？ 否、存在しない！〔然るに、〕帝国の法律が、帝国等族に、外国の権力と同盟を結ぶ権利を認めている。従って、帝国等族は、合法的に、帝国との取り決めと外国権力との取り決めとの間で選択を行なう。帝国には、自らの構成員〔帝国等族〕を外敵から守るのに十分なだけの強さをもつことを可能にする国家体制〔憲法〕を獲得しようとする意志がない。従って、危機に曝された等族は、自然状態に置かれることになり、為し得る限り自分自身のために配慮する権利と義務を獲得することになる。防衛能力の無いことが知れ渡っているだけでなく、〈〔外国と〕同盟を結び〔帝国〕防衛のための出兵を分担しない権利〉を法律上乃至法的に主張することで拒絶されるような、〔帝国の〕防衛〔能力〕に信頼を置けと要求することは、極めて不自然なことであろう。〔帝国ではなく〕他所の権力〔強大等族〕の保護の下に身をおくことは、弱小〔等族〕にとっては必要なことであろう。そうした保護の下に身をおくことが必要なのは、そうした他所の権力が同時に帝国の同朋等族であると云っても、その〔特殊的〕利害関係と独立性とに拠りながら帝国の同朋等族と呼ばれているに過ぎないのである以上、尚更のことである。〔弱小等族に〕与えられる斯様な保護は、一時的に求められるものに過ぎないが故に、保護統治ではない。それが保護統治でないのは、最近では、保護統治等の名前が避けられていて、いずれの保護に際しても独立国家という称号が好んで許されているという理由にも拠る。実際、

フランスも、チサルピナ共和国やバタヴィア共和国と〔締結した〕条約にあっては、これらの国々に軍隊を駐留軍として派遣しその費用を毎年徴収するにも拘らず、自らを保護統治者とは称していないのである。その費用も〔被保護国の支払う〕貢租と称されていない。また、それらの条約の第一条は、常に他国〔被保護国〕の独立の承認を含んでいる。

既に述べてきた事から明らかなように、ドイツ帝国が戦争に弱いのは、その住民が臆病であることからの帰結ではない。ドイツ人は厭戦的国民ではない。最近では勇氣と同様に勝利に貢献している技能という点に関しても、ドイツ人が不明であるということはない。今回の不幸な諸戦争に於ても帝国分担兵達は様々な機会に、先祖に恥ずかしくない最大の勇氣を示すことによって〔上述の嫌疑に対して〕自らの証を立てたのである。しかし、そこには天の恵みが無い。全体の無力と弱体の故に、即ち、すべての等族が一緒になって全体に協力することが無いが故に、個人的な人間や兵団の努力や犠牲の総てが失われてしまう。（エーレンブライトシュタイン〔要塞攻防戦〕）今回の戦争全体の中で起こった総ての事をこうした視点の下に置いて〔見る〕ことができるであろう。事実、それだけ〔見れば〕目的に適っていた個々の作戦の諸成果も、帝国がそうした成果を支援しなかったが故に、再び無に帰してしまっただのである。【草稿中断】

B. 財政

ドイツの国制は、古くからの相続財産であるが、ドイツ国家は、相続されるべき如何なる財政をも所持していなかった。そして、最近でもドイツ国家は財政制度を整えるに至っていない。

純粹のレーエン制では、最上位の封主は直轄地を有していて、それを、〔封土〕経営並びに支配が必要とする費用を賄うのに充てる。戦争にかかる経費は、どの封臣も自分で賄わなければならない。国家収入は全く不要なのである。〔フランスでは、〕極最近になって、こうした財政〔制度〕欠如の対極にあるものが見られるようになった。即ち、村落〔裁判所〕裁判官職に至るまでの、更にはもっと下位に至るまでの官職に対して必要とされる如何なる支出も、最初は租税として最高国家権力の許に集められ、その後最高国家権力から再び末端の公職へと流れ下っていくのである。財政に対する国家の最高指揮は病癱〔それ一辺倒〕になってしまっている。即ち、それ程に重要でない国家権力〔の行使〕でもその職務のために、どんなに小さな範囲でのことであれ、要求されるすべてのことを最高権力に結び付けるのであり、村落の捕吏の俸給〔ですら〕村落が支払うことを許さないのである。〔しかし、〕国家の斯様な配慮は不要であり、更には、有害である。何故なら、もし〔国家〕権力が〔地方〕公共団体に、それが自分でできる事、自分でしようとしている事、〔しかも、国家〕全体に関わらない事を、行なわせないとすれば、斯様な不要の干渉は専制政治として現象してくることになるからである。

ドイツ帝国にあっては、〔帝国〕直属の等族のみならず、諸侯領の領邦等族¹⁹⁾も、村落ですらも、自分自身に関わりのある財政を、即ち自分達の市参事会員や裁判所〔判事〕等々の俸給を、大抵は自分で手配している。すべては、〔彼等それぞれの中での〕最上位の者による監督の下にある。また、それらの支出の目的は極めて制限されたものであり、そうした〔自治への〕制限な

くしては古来よりの伝統に依拠することも〔でき〕ないのであり〔支出額も〕僅かであるから、国家は、普遍的なもの〔国家権力〕だけが関わりをもつ目的〔戦争〕以外には、全く介入する必要がない。〔しかし、〕もし仮にそうした支出がこの普遍的なもの〔の目的〕を妨げる程に過大なものとなり、国家のための負担を困難にするとすれば、その場合には、国家は介入せざるを得なくなる。

国家の関心事は、専ら、法律が述べている事の維持〔司法〕そして外敵からの安全の維持〔防衛〕を巡って国家権力に関わる支出と収入のみである。

ところで、前者の権力、法律を維持するための権力〔司法権力〕に対する配慮は、個々の等族の中で、個々の等族の権力によってなされる。通例、普遍的国家〔帝国〕は法律の維持に関わらず、それぞれの等族が自分の所の犯罪者を取り締まる。〔しかし、〕謀反の場合には、必ずしも〔それぞれの等族だけで取り締まるわけでは〕ない。即ち、その場合には、近隣の等族に〔救援を〕要請せざるを得なくなる。そして、(リュッティッヒ問題で判るように)近隣の等族はそうした時に喜んで親切な救いの手を差し伸べる。勿論、〔近隣の等族が〕有力な等族であるならば(リュッティッヒ問題の時のプロイセンのように)、裁判所の判決の単なる執行官であることに満足しようとは思わないであろう。寧ろ、自らの知性と善良な意図に則って問題を解決できる、換言すれば、問題を司法の領域から政治の領域へ移す〔ことで解決できる〕だけの、影響力と知力があると信じるのである。後者の領域、政治の領域では、権力が理に適っていて公正なものであれば、問題は往々〔既に〕改善されていると言えよう。〔問題が〕臣下〔領邦等族〕と〔領邦〕君主との間の争いの場合には、特にそうである。この場合には通例、*ilicos intra*²⁰⁾〔どっちもどっち〕であるから、裁判官は冷徹な法に則って判決を下しさえすればいい。しかしながら、そのこと〔問題を司法の領域から政治の領域へ移すこと〕で、執行官の立場全体、〔国家〕体制の原理全体²¹⁾が狂わせられる。国家結合の支柱が打ち砕かれてしまうのであり、或は寧ろ、支柱は疾うに打ち砕かれてしまっているということが、そうした機会に露わになるというのに過ぎない。従って、法律が私人に対して行使されるべき場合には、法律が——国家によってではなく等族によって——行使されるであろう。謀反の場合ですら、恐らくは止むを得ずに〔法律は等族によって行使されるであろう〕。何故なら、その場合に、〔領邦〕君主達の利害関心は共通なのであるから。

等族に対する法律〔判決〕の言い渡しを執行しようという場合には、〔私人に対する場合とは〕事情が全く異なる。この点では、〔公正な行使に〕十分な国家権力が組織されていない。逆に、法律は、〔公正に〕執行できないような在り方をしている。言うまでもなく、無力な等族が有力な等族に屈従せざるを得ないのである。このことは、恐らく、法律がではなく強大な等族の要求が口にされるに過ぎない場合でも、当て嵌まるであろう。しかし、強大な等族に抗して法律を〔公正に〕執行する国家権力、裁判官が認めた弱小等族の権利を強大な等族に抗して現実に移す執行権力、執行秩序は、どこに存在するのであろうか。

20万人以上〔の常備軍〕をその指揮下に置いている〔領邦〕君主に対して〔法律を〕執行す

のために、こうした害悪を除去しようとする諸提案は、どのような内容であるか。

ハース 806 [頁]。

分担兵が〔兵を分担する〕等族自身によって賄われ給養されることによって、軍事は〔国家の〕最高権力から全く徹底して独立なものとなる。仮に等族は人員を派遣するだけでよい〔給養義務は無い〕というのであれば、国家は等族による〔給養義務の〕不履行から独立になるであろう。何故なら、国家は既に人員の面倒を見ること〔給養〕ができていであろうから。

しかし、その意味〔最高権力との関係如何〕で言えば、外敵からの防衛に関しては、ドイツに最高権力は、a) 法的な意味でも、b) 実際の意味でも、存在していない。明文化された法が辛うじて国家に残しておいたものすら、有名な全能の実際的原理が廃棄してしまった。

C) 等族自身の利益が等族を、ドイツを国家として纏めようという気持ちにさせたであろう、と人が考えたとしても当然である。何故なら、個々の等族各々の存続は、〔ドイツ〕全体を一つの統合されたものとして維持できるか否かに全く依拠しているからである。しかし、国家から自分を引き離そうとする、国家に対する自然的反作用が生じてくる。租税の場合で言えば、一般には〔確かに〕、すべての〔等族〕が、司法や統治を願望し要求するのと同様に、租税〔制度〕を必要であると考え、租税〔制度〕を要求し、自分に納税義務があるとする。しかし、どの個別的〔等族〕も、できる限り租税から免れようと努め、自分の貢献〔納税〕は全体との関わりの外にあるとし、自分の〔特殊的〕利益は普遍的なものから切り離されていると見る。従って、間接的租税²²⁾の場合には常に、それで入る筈のものに較べて〔税収〕が遙かに少なくなる。ドイツにあっては、〔租税の場合と〕同様のことが国家権力についても起こった。〔確かに、〕すべての等族は、ドイツ帝国からの保護を要求し、ドイツ帝国の助力を求め、ドイツ帝国が自分達を保護してくれることを求める。特に弱小等族は、全体無くしては自分達が維持され得ないことを認める。しかし、どの等族も同時に、国家権力から少しでも多くのもの〔特殊的利益〕を得ようとする。等族自身の〔特殊的〕利益が普遍的格率となり、a) 政治²³⁾が体制²⁴⁾に取って代わった。〔等族〕自身の利益が、帝国の繋がりに、帝国の繋がりを最高のもので維持することに、取って代わった。そこで先ず、自身の利益を図るための権力を手に入れなければならなかった。このことは、外国の権力との同盟によって達成された。このような同盟が合法的なものとなったのである。ブランデンブルクの場合を除けばそれ自体は無力なものである〔等族〕自身の権力、軍隊の拡大〔のためには〕——〔等族〕間の同盟が今もって最善であると思われる。〔しかし、〕それは可能であるに過ぎないと思われる。〔等族間の〕共生と協働が破棄された後では、粗野〔な等族達〕が知るの、国家権力による無法な支配の関係、盲目的な権力〔による支配〕の関係、奴隷的な服従の関係だけである。共通の確固たる法律の下に在るといふ打開策は〔等族達の〕知らないことであるが²⁵⁾、実践²⁶⁾が法なき支配に打ち勝った。しかし同時に、〔等族同士の〕あらゆる同朋的な結合は破棄された。専制体制は無政府状態によって破棄され、後者が合法化された。〔しかし、〕専制体制は無政府状態に優る。何故なら、やはり、専制体制の中には一つの国家への結合が残存しているからである。

最高国家権力からの斯様な離脱は意図的に行なわれたものである。しかし、無政府状態や安全性の断念と云った帰結は、拙劣なことに、見通されていなかった。

b) 国家〔帝国〕の意図せざる解体〔の原因〕は、諸〔領邦〕国民の諸側面については、宗教であったように思われる。〔領邦〕君主達は、自分達が行なっていること〔自分達の宗教に領民の宗教を従わせること〕を承知していた。到る所で窺えるように、諸国民は〔自分の領主の〕宗教に対して誠実で律義であった²⁷⁾。誠実且つ律儀にも、諸国民は〔自分の領主の宗教と〕別の宗教のことを考えたりはしなかった。〔それと〕同時に、諸〔領邦〕国家〔間の〕敵対関係が、〔宗教を巡る〕戦争や掠奪や〔それらによって生じた〕相互の敵愾心によって生み出された²⁸⁾。

こうした宗教分裂は〔ドイツでは〕驚くほどに重大な出来事となった²⁹⁾が、〔ドイツ以外の〕他の国々では、国民〔としての意識〕、国家が、巨大な混乱に対して勝利を収めた。ドイツでは、〔国民、国家が〕あまりに拙劣で、こうした〔勝利〕を得ることができなかった。皇帝には、帝国諸侯を作る以外に〔帝国議会を支配するための〕いかなる手段も〔存在しなかった〕。何故なら、皇帝は〔帝国議会での〕票を〔それ以外の手段では〕最早獲得し得なかったからである。盲目的にであれ意図的にであれ、国家は壊滅を強いられたのである。皇帝は、カトリック即ちそれ自身一つの党派であったに過ぎず、フランスの〔国王の〕様に国家ではなかった。オーストリア君主政の〔君主〕であった〔に過ぎない〕。従ってまた、プロテスタント〔諸侯〕も一つの党派であったに過ぎない。〔国家の解体に対する〕外国の影響を口にすべきではない。国民が〔国家の維持を〕意志すれば、できたのである〔から〕。

無政府状態が福音派諸侯団〔の存在〕によって合法化されている。〔無政府状態は、〕単に宗教問題であるに留まらない、租税やその他の問題でもあり、帝国最高法院や帝国宮内法院の中にもあり、〔帝国議会での〕分離議決方式 (itio in partes) の中にもある。宗教の明白な利用。政治的な諸権利が宗教に結び付けられていたが故に、宗教〔内部の分離〕によって両方の部分〔カトリック諸侯団と福音派諸侯団〕が国家権力から引き離されることになった。何故なら、両方の部分の分離が〔国家の〕紐帯を引き裂いたからである。

只一つの〔分離していない〕国家が可能であるためには、宗教と政治との分離が必要である。最高権力に、宗教に対する権力〔の保持〕を求めべきではない。それどころか、宗教に対する権力、宗教に関わる権利〔の保持〕を求めると、全くあってはならないことだ。そうであって初めて、対内的並びに対外的な防衛のための最高権力は可能になる。

D. ドイツのように諸〔領邦〕国家が分離している所では、最高権力への信頼と恭順は必然的に不可能となる。皇帝の帰属する国民、それ³⁰⁾がオーストリアのものであろうと、バイエルンのものであろうと、ブランデンブルクのものであろうと、皇帝の言葉や皇帝を取り巻く者達の言葉が他の者達に理解されることは一度と云えども無いであろう。このような〔最高権力への〕信頼という点で、〔諸国家間の〕権利の相違は、〔諸国家間の〕疎隔の注目すべき源泉である。〔そのことは、〕租税に苦しめられることより少ない〔者〕、より自由な者が、農奴に対して傲慢な振舞をするならば、他方の者〔農奴〕が、嫉妬そして間もなく憎悪を感じる〔のと同じことであ

る〕。相互の間の諸戦争が〔諸国家間の疎隔を〕大きくする。この〔以下に述べるような外国との〕戦争が〔諸国家間の疎隔を〕更に大きくする。〔例えば、〕南ドイツの、掠奪を受けた〔国家〕には、嫉妬心を懐くことなく北部〔ドイツ〕の平穩を見つめることなどできないのであり、同胞に見棄てられたという憤激を伴うことなくそうした窮状と惨状の中にあることなどできないのである。〔一方、〕北部は、自分達が利口で要領も好く幸運だとして³¹⁾、南ドイツの〔国家〕を見下すのである。

E ヴェストファーレン講和条約以来の進展

イングランドで二つの王家の間に〔起こった〕一連の内戦

領邦等族、彼等の権力の低下 — 【草稿中断】

C) 封建制はドイツに於ては、封建領主に対する封臣の独立性によって破壊された。侯爵や伯爵などの貴族の出という出自が〔土地や人民を支配する権利〕を与えるという封建制の原理は、侯爵〔やその他〕の家々に長子相続権が導入されることによって、大部分が廃棄されてしまった。そして、封建制の原理からの最も重要な帰結のひとつ、即ち〔全体にとって封臣が危険でない状態〕は、失われてしまった。替わって、領邦〔君主〕の權威や権力が—それが、〔領邦〕君主の人格に結び付きながらも、同時に、君主の重要性を、君主〔個人〕の性格や個性に委ねるのではなく普遍的國家權力の上におく限りで—登場することになった。

國家全体に対する、そして、諸等族が相互に國家同士としてもつ關係に対する、一つの等族の權力の獨立性の故に、ドイツの状態は、等族相互の關係の点で、原理的に「ラント平和令」以前の狀態に逆戻りした。彼の狀態に於ては諸等族は、互いに対して主權者として振る舞い、相互で戦争をし、相互に同盟を締結することができたのであるが、それでも、あらゆる等族の上には猶も優越的權力が君臨していたが、今では、優越的權力は最早存在すらしていない。反対に、原則や權利によりは寧ろ狡猾に関わる別の區別が登場している。

即ち、時代の経過の中で、弱小の〔諸國家〕を取り巻いている〔強大な〕諸國家の權力が完全に変化した。強大な諸領邦は、内部的な安定性に到達し、國家となった。それと共に、すべてのヨーロッパの諸國家の間に、そうした〔安定した〕結び付きが成立した。その結果、ヨーロッパの諸國家には、内部的に落ち着きが出て、外側に注意を向け他の〔諸國家〕に関心の重点を置く余裕が生じた。〔例えば、〕南ドイツの帝國都市同士の結合は、同じ南ドイツの侯爵や男爵の結合に対する戦争を有利に進めた。ハンザ同盟の艦隊は北〔歐〕の諸王國にとって脅威的となった。彼等は北の海を支配した。貴族と〔フランツ・フォン・〕ジッキンゲンの結合は選帝侯領を占領した。ザクセン〔選帝侯〕モーリツは、強大なカール〔5世〕—皇帝にしてイタリア、スペイン、ハンガリー、オランダ、メキシコそしてペルーの領主—を震撼させ、講和³²⁾〔締結〕へ強いた。しかも、そのことは、外國の權力の助けを借りてのことではなく、カールが他事に係うこともなく危機に臨んでもいない時のことであつた。〔しかし、〕こうした時代は過ぎ去つた。後にカンブレー同盟に対抗することになったヴェネツィア先例に、或は、ブランデンブルク辺境伯

及び同辺境伯によるヨーロッパ最大諸権力の連合への抵抗という先例にすら〔自分を正当化するための〕論拠を求めたり後盾を求めたりしようとするドイツの帝国等族など〔最早〕存在しないであろう。ドイツの〔帝国〕等族達の権力が強まったと雖も、権力関係は完全に変化したのである。彼等は、巨人国家に比較すれば小人になってしまった。彼等は、個別的な権力である限りでの彼等の権力からは、自分達の維持を期待することができなくなった。更には、彼等の権力の連合からも、自分達の維持を期待することができなくなった。〔また、〕政治が独りでにあまりにも打算的となったがために、どの個別の等族も、〔権力の〕結合の中に、損失を認めないではいられなくなったのであり、少なくとも他の等族よりは利益が少ないということを認めないではいられなくなったのである。そして、〔等族同士の〕嫉妬心、後塵を拝している〔という意識〕が彼等を分離させずには措かない。しかも、それだけでなく、ドイツの〔帝国〕等族達は連合の只中で、彼等が目指してきたもの、そのために彼等が戦ってきたものを、諦めてしまわざるを得ないであろう。即ち、彼等は、普遍的なものに、連合の法律に従属せざるを得ず、全体的なものに権力を自らの上に設定せざるを得ないのであるが、正にこの事こそが、彼等が努力して食い止めようとしてきた事に他ならない。

既に問題の性質の故に、ランデスヘルシャフト〔領邦支配体制〕や〔領邦の〕主権は、諸々の裁判所の〔管轄〕範囲を超えた所にある。ヴェストファーレン講和条約は明確に、外国の諸権力を保証人と看做していた。〔裁判所の〕活動では、重要な案件は総て〔外交〕交渉か戦争によって決着がつけられた。帝国法が定めていたところで〔も〕³³⁾、そうした重要な案件は皇帝と帝国〔議会〕の前に持ち出されるべきものであり、従って³⁴⁾、司法権力によってではなく立法権力によって決着がつけられるべきものなのである。〔しかも、〕その決着がつけられるのには、有力な等族の同意がなければならない。もし同意が無いとすれば、有力な等族は武力によって抵抗することになる。即ち、有力な等族も、弱小等族と同様に、自分の権利と自称するものを支える保証人として外国の諸権力を、助太刀に呼ぶ権利をもっているのである。そして、その闘いは、〔闘いの当事者達〕がそれぞれに闘いに於て持っている勢力或は武運そして利害に従って、決着がつけられることになる。〔そこには、〕裁判での審理の痕跡も無い³⁵⁾³⁶⁾。〔たしかに、〕ラント平和令以前には拳や気違いじみた大胆さや個人の実力によって決着をつけられていた事が、今は、政治によって、即ち、より有力な〔等族〕の支援によって、そして、目下の所では同じ利害をもつ権力〔の支援〕によって、そして、対立する利害をもつ〔権力〕が目下は無能力であるという好条件によって、決着をつけられるのである。突然の開戦には帰結の計算が、個人的な勇氣には敵の戦力の計算が、取って代わったのであり、拳には、或る者が自分の利害にとって有利になる力をもつか或は不利になる力をもつかという力全般の計算が、取って代わったのである。その違いは、丁度、若者同士がチェスをするか或は老人同士がチェスをするかの違いであり、〔騎士同士の〕馬上槍試合とファビウスの如き人の戦との違いである。前者では、ライバル同士の突撃に次ぐ突撃、命の危険を冒してでも、総ては婦人からの感謝を得るため、名誉を得るため。後者では、敵方を慎重かつ巧妙に長年に亘って観察し〔場合によっては〕迂回する、総ては財産を得るため。

〔しかし、〕裁判官は、フェーデを裁くのもなく、今日の政治的闘争を裁くでもない。

ヴェストファーレン講和条約は、各々の〔帝国〕等族の財産に関する最も重要な〔帝国〕基本法のひとつである。この条約並びにその他の諸々の帝国法や講和条約締結を維持したのは、如何なる権力であるか？

それ〔帝国基本法〕の神聖性をそれら〔諸々の帝国法や講和条約〕は頼りにしている³⁷⁾、等々。

ヴェストファーレン講和条約自身の中で、同条約によって確定されている諸権利を侵害された総ての者に対して、自力救済によって〔権利を〕取り〔戻す〕ことが認められている。そのことを成し遂げ得るためには、〔当事者が〕それに十分なだけの権力をもっていなければならない。

— 実力行使乃至自力救済は、計算即ち政治の問題となる³⁸⁾。【草稿中断】（続く）

註

- 1) この一連の訳出作業では、成立年代の最も新しい清書稿の訳出から始めたが、本稿では、成立年代のより古いイェナ時代最初期の1801年に成立した草稿群の訳出に進む。量的には、この時代の草稿群が最も多く残されており、全集版テキストの27頁から158頁に互る。(因みに、清書稿は159頁から202頁に互る。)
- 2) フェーデ(Fehde)を国家の手で制限乃至禁止しようとする目的で中世後期12世紀初頭以来発布された一連の法律。茲では特に1495年にヴォルムス帝国議会に於て定められた永久ラント平和令を指示するであろう。
- 3) 【全集版編集者による註】「ヘーゲルが茲で論評している問題設定は、彼の時代のドイツ国法関連書籍の中に、更にはそれより古い時代からの殆ど総ての関連学術著作の中にも、その都度詳細さを異にしながら見られるものである。従って、茲でのヘーゲルの論述がどの特定の源泉に負っているかを決定することは、只管困難であるか或は全く不可能である。他方で、ヘーゲルが上述の叙述の源泉となる情報を、例外なく、同時代の入手可能な関連叙述から得たに相違ないことは、明白である。そうした源泉となる作品や叙述で代表的なものとして、以下の様な出版物をヘーゲルが用いていたことは、それらの著者の同時代に於ける名声や評価からして明らかに卓越しており内容的にも十分に信頼のおけるものであるが故に、当然である。とは云え、まだ茲で同時に以下の諸註について一般的に次の様な註を附しておく必要がある。即ち、或る場合に、ヘーゲルが直接的乃至間接的に自分が読んだことを示唆している〔事実〕が付け加わるとか、或は場合によっては、当該の歴史的事実に関わる極端に明瞭な個人的見解乃至主張が、十分に確実に、特定の著者が源泉であると推論させるように思われるとかでないとするれば、歴史的事実〔に言及されている〕場合に(歴史的事実との)自然的な諸対応を根拠として本当の原テキスト〔が何であるか〕を問うことは、結局、いつも未決定のままに留まらざるを得ないのである。当面の文脈に於けるヘーゲルによる内容的な確認や皮肉については、例えば、他のテキスト諸断片に加筆するに際してもヘーゲルが長々と抜粋している次の著作を参照せよ。Pütter: Heutige Staatsverfassung. T.2. 157ff. また同様に以下の著作も参照せよ。Johann Christian Majer: Teutsches weltliches Staatsrecht abgetheilt in Reichs- und Landrecht. Bd 2. Leipzig 1775. 72ff. Majerは、同書第4章 Von dem Territorium des teutschen Reichsで、ドイツ帝国領について論じているが、最初に、特にドイツ帝国領の範囲を詳述し、その後、同時代に帝国の領土と看做されている範囲を、様々な地域乃至政治的支配領域に対するドイツ皇帝の(諸々の法原理並びに相続権に則った)継承権乃至請求権のひとつひとつに基づいて、明らかにしている。その際に、嘗てカール大帝によってフランク王国(die fränkische Monarchie)が創建された事

実と、カール大帝が(800年のクリスマスに)ローマで帝冠を授けられた事実とから追加的に導出された、帝権委譲(translatio imperii)という中世的理論——この理論に拠って、ローマ皇帝たるドイツ国王に、ローマのインペラートル乃至カエサルとなる権利の連続的継承が認められた——へ立ち戻ることによって裏付けを得て、国法理論は、1806年に帝国が終焉するに至るまで、皇帝と帝国のために(für Kaiser und Reich)支配〔権〕の斯くも具体的な主張を演繹することができた。そのような、明白に国法理論の中でのみ政治的現実を顧みずに提出され正当化された〔権利〕請求は、ヘーゲルの叙述での解釈では、諸々の地域、個々の村々、又は、諸々のラント全体にすら該当するものであった。所で、帝国とフランス共和国との間のリュネヴィル講和条約の外交的成立史並びに諸帰結とヘーゲルが立ち入って対決しているという事実が初めて、ヘーゲルの詳細な論述は歴史への主観的な関心や〔気紛れな〕脱線に因るものでは決してないことを明らかにし得る。何故なら、帝国内制の特殊構造を〔正当化しようとする〕理論をヘーゲルは攻撃しているが、そうした理論に於ける国法上の問題的な諸要請並びに諸規則が、リュネヴィル講和条約締結に向けて交渉を行なう両当事者間での外交的議論の中で、非常に際立って中心的な役割を演じていたからである。所で、こうした事情からして、ヘーゲルの課題設定全体にとって本来的なテーマが、真っ先に理解し得るものとなる。即ち、このテーマの目標として設定されているのは、リュネヴィル講和条約での約定が帝国団体(Reichsverband)全体に対してもつ著しい国法的並びに社会歴史的帰結——ヘーゲルはそれを分析している——を視野に入れながら、その約定を哲学的・政治的に解釈することなのである。疾うに失われた皇帝の或る種の支配請求〔権〕のような大昔の諸々の権原をヘーゲルが調査し数え上げているのは、往々にして、リュネヴィル講和条約締結交渉での皇帝使節による立論の概要の再現以外の何物でもない。この使節が追求していたのは、同時代に広く認められていた外交戦略及び国法的手法での目標である。この手法は、フランス革命の発生に先立つ数世紀の間に、中世の封建的レーンを基礎として成り立つ超国家的な全ヨーロッパ的支配体制という国法的条件の下でなされる外交的努力の総てに特徴的な解決糸口として形成されたものであり、また、ヘーゲル乃至皇帝使節が引証している、別の講和条約締結の歴史的機会に、その都度の場合に応じて解決可能性として推奨され、〔締結に〕関係し関与した当事者全員の同意を以て最終的に確認されたものであり、従って、リュネヴィルでも、領土を整理し割譲するという懸案の問題を調停し解決するための推奨すべき手段として、皇帝側から提案されたものである。更にまた、中世末期の中で既に政治的・法的な手法が構築されたのであり、この手法にあっては、或る帝国レーンを〔他に〕転用〔割譲〕する場合には、転用が如何に正当なものであろうと、ドイツ帝国の根源的な権利結合からその帝国レーンを正式に法律上で割譲することは、断念されたのであるが、その一方では逆に、そのレーンの新しい当該所有者は、この権原即ち「所有権(dominium)」との関わりで、帝国団体に新しい等族領主として加わることになったのであり、そのようにして帝国団体での政治的発言権を手に入れたのであるが、勿論、反対に当該所有者の側が、自分自身の家の領地の中での自分の主権的な支配を帝国団体の中へ統合することは、無かったのである。従って、他のヨーロッパでは何世紀にも互って到る所で認められた、国民国家的統合並びに合併へ向かう事実的傾向に反撃する形でドイツ帝国の結合が発展していったが、その発展は、ヘーゲルの見方からすれば、三十年戦争以降、ますます時代錯誤的な封建的権利結合並びに国家結合へと向かう歴史的に不条理なものであった。この結合は、また、ヨーロッパの心臓部にあるという地理的位置、並びに、(上で描いたように)変動しつつ周囲の国々の主権的王位を囲い入れるように帝国等族身分を拡大していった事実によって、封建的国家世界の内部で、世襲的レーンが王朝の中で絡み合う封建国家に特有で共通の所帯として、超国民的な特徴を呈し始めた。別の箇所では、ヘーゲルは、関連する特別の問題とそれを巡る宗派的対立点に詳細に立ち入って論じ、以下の点を明らかにしている。即ち、帝国団体の彼の歴史的に逆行する発展——その結果の予測は、一層容易であると思われた。「帝国」は、近代的

な国家の決定的な徴表をすら最終的には失わざるを得ないと思われたし、所与の傾向に外挿すれば、〔確かに〕ヨーロッパ共通のレーン結合に普遍的な法形式主義に則っている限りで超国民的でもあり超国家的でもあるが、しかし「皇帝の主権」という虚構の最高権の下にある限りで政治的には全く無力な制度へと、完全に雲散霧消せざるを得ないと思われた——は、プロテスタントの帝国等族の側では、カトリック的封建体制の主要特徴であるとして批判されたのであり、大いに力を込め政治的な抵抗を伴って拒絶されたのである。何故なら、本来のドイツ帝国の強大な領邦君主——例えば、ベーメンとオーストリア＝ハンガリーの中にハプスブルク家によって何世紀にも互り根を下ろしてきた皇帝支配権に対するライバルとしての、躍進するブランデンブルク＝プロイセン——が、対立的な国家政治的發展を促進し推進したからであるが、そうした国家政治的發展は、その都度非常に異なる色彩をもつ国民国家的な利害関心を伴う一方で、伝統的即ち帝国法的にバランスのとれた宗派対立によって覆い隠されてもいた。従って、ヴェストファーレン講和条約の中でより一層認められるに至った主権の諸権利に基づいて——ヨーロッパの政治的な権力ゲームの中での同講和条約の重み乃至軍事的・経済的意義からは独立に——法律上も、「帝国直属の帝国等族」はいずれも、帝国議会内部では行動の自由裁量の余地が純然と相対的な意味で形式的に制限されていた反面、元々、包括的・全ヨーロッパの政治ゲームの中で、恰も自立した強大権力の如くに振舞うことができた。その一方で、上述の如く拡張され変容を遂げた帝国団体の形式的並びに公式的な（対外的）全権代表〔権〕は、法律上は、引き続き「皇帝の主権」の許に留まった。しかし、失う物の多かった戦争と講和条約締結の後での、嘗ての帝国レーンの割譲の（「帝国」のレーン結合への形式的には尚も存続している国家法的な結び付きからの法的に正式な解除を伴わない）処置の全体は、ヴェストファーレン講和条約以来、ヨーロッパ列強全体の同意を得て、帝国法の正式な実践となったのである。しかし、不幸な戦争経過の後に何等かの喪失が生じた際に、何世紀にも互る以前から行使されてきたこの手法こそは、ドイツ帝国とフランス共和国の間の講和条約を機縁として、ヨーロッパ史に於て初めて〔即ち〕中世的国家構造としての古い封建的帝国団体が、統一的で不可分な国家領域〔領土〕並びにそれまで知られていなかった仕方でも「愛国主義的に」統合された国民という近代的国民国家のもつ新しい原理と初めて激突した時に、瓦解してしまったもの、そして、彼我の政治的根本概念の間の不可通約性の故に、挫折せざるを得なかったものである。何故なら、フランス共和国が領邦領主として封建的レーン体制に入る気があるなどということはある得ず、また、フランス共和国には〔統治権を〕請求している領邦を封建的な帝国団体の中に留めておくことができないということは、自ずから明らかだからである。——その限りで、ヨーロッパを横断する過去の大規模な諸対立に於ける諸々の講和条約に関するヘーゲルによる上述の広範な論述は、諸対立の理解に関して事実即ち了解を必要とする。〔事実、〕そうした論述は、総じて、ここで言及されヘーゲルにとっては同時代の切迫した目下焦眉の問題であるライン左岸の〔領地を喪失した〕領邦君主に対する補償の問題、或は、他の場合には主権的である領邦を包括する政治的枠組としての統一的帝国団体の孕む問題性が分析される所で、行なわれている。しかしながら、その時当然の様にフランス共和国が主張したリュネヴィル〔講和条約交渉〕での立場は、18世紀末頃までの古臭い国法論〔の諸文献〕——ヘーゲルはそれ等を引用せざるを得なかった——を参照するヘーゲルに対して、政治的統一たる帝国団体全体の国法的基礎総体を全く予測不可能且つ根底的な仕方でも破局的に転覆する事として立ち現れてこざるを得なかった。帝国法に基づく伝統的な、抗争解決の外交戦略には、そうした事態を解決乃至克服するための準備が聊かなりともできていなかったのである。しかし、法学説としての伝統的国法論は、その非妥協的姿勢の故にヘーゲルによって攻撃されたが、この時代錯誤的な非妥協的姿勢に根差すそうした運命性こそは、リュネヴィル講和条約〔締結交渉〕で皇帝側使節が最初から立たされていた劣勢的立場を物語るものである。皇帝には、帝国法の伝統並びに諸々の選挙協約に従いながら、疑い深い帝国等族達の監視の下で、専ら自余の

帝国等族から前以て得られている同意票全体との合致の中でのみ、戦争並びに平和に於ける帝国の利益を擁護することが許されていたから、帝国の立場は、リュネヴィル〔講和条約〕締結交渉でも、非常に重い負担を背負わされ制約を受けていた。政治的決定〔に際しての〕自由裁量は、帝国法の伝統が要求するところによって、締結交渉に際しても交渉で諸規定が最終的に締結されるに際しても皇帝の決定に関して、その余地を奪われた。フランス側がライン左岸の帝国領全体の割譲を妥協も譲歩も無く要求し、その結果、〔ライン〕川の「谷線」によって新しい国境の定義されたことが、帝国元首（Reichsoberhaupt）や帝国団体全体に、帝国法に即して、ライン左岸地域に帝国レーンを以前は所有して今回それを没収された者に対する補償的弁済を強いることになった。その結果、当該地方そのものにとっては、統治に関わる権力関係や秩序構造に根底的な変化が生じた。問題の補償措置は、主権的な帝国等族のもつ動かし難い或る根本特権、即ち、1356年にカール4世によって発布された金印勅書に於ける中心的規定のひとつであり、取分け皇帝即ち帝国団体に於て当地で最上位のレーン領主による政治的行為に対する強制的且つ義務的訓令と看做されていた根本特権の中に、その根拠を持っていた。勅書の「判決」に謂う、即ち、当該の帝国レーンの如何なる喪失乃至その他の損害が生じた場合にも、最上位のレーン領主としての皇帝は、自余の帝国団体〔構成員〕と協力して、失われたレーン——それは、レーン法上の理解では、「（レーン領主からの）贈り物（Donum）」として皇帝の責任に属するものとされていた——に対して、補償措置乃至は可能な同等の回復措置を講じなければならない、と。リュネヴィル講和条約の極めて苛酷な条件に従うことで、一方では、〔領土を〕没収された領邦領主の正当な要求やそうした要求と結び付いた莫大な財政的及び物質的な補償請求に直面するという事態を前にして、他方では、領土が失われたことから同時に生じた物質的資源の法外な損害、そして更に、政治的行動を強いられともそれを全く実行し得ない所にまで立ち至った、ヨーロッパに於て帝国が置かれた全く見通しの利かない政治的状況の全体、こうした事態を前にして、皇帝が自らを無力な者として認識せざるを得なかったことは、明白である。ハプスブルク家は言うに及ばず、帝国団体に属するほとんど総ての有力な主権的等族は、フランスによる領土割譲の要求の故に、重い損害を、そして、完全な領土没収を含む最高度に重い損害を嘆かざるを得なかった。従って、帝国法の諸規定に則るならば、〔失われた領土に対する〕補償〔の必要性〕の故に、前代未聞の政治的圧力が、帝国団体の政治的構造の全体の上に押し掛かることになり、その結果、唯一、帝国団体内部の政治的並びに領域的な諸関係の包括的且つ革命的な新秩序のみが、可能な逃げ道を切り拓き得ることとなった。

聖界等族に関しては既にラシュタットでの1798年の〔講和条約〕交渉の間に具体的に検討され推進されて聖界等族の世俗化にまで行き着いた道程は、リュネヴィルで〔ラシュタットでとは〕比較にならない程に厳しい帰結を齎した後、今度は、政治的重要性に乏しい無数の小規模な帝国直属等族の、1803年に実施に移された「陪臣化」に対しても、目論まれざるを得なかった。1803年に実施された、これら二つの再編措置〔世俗化と陪臣化〕——これらは、勿論、帝国という名前の下で政治組織全体に革命を起こそうとするものであらざるを得なかった——が、ドイツ帝国の内的並びに外的な政治状況に対する新しい構想を生み出した。そのような帝国の、新しく、一千年来のレーン法の伝統の中では勿論全く準備されてこなかったグロテスクな姿を、ヘーゲルは自分の著作の中で吟味し議論している。さらにまた、リュネヴィル講和条約の準備に際して交渉に当たった使節同士間の対立的論争は、何はさておいても、ほとんど専ら斯様な問い乃至問題に向けられていた。そして、確認しておかなければならないことであるが、ヘーゲルは、彼の具体的な論述の細部に至るまで、事実上、〔講和会議での〕難解で幾重にも込み入った交渉戦略や、皇帝使節が当地でフランスの要求に対して個々の覚書の中で実際に述べた個別のレーン法的な視点や論拠を、批判的に分析しているのである。斯様な現実政治的連関のみが、ヘーゲルの上述の議論や、全ヨーロッパ規模での同時代の巨大政治の中

での極めて爆発力の強い問題設定に対してそれらの議論がもつ現実的な関わりを、十全な仕方
で理解することを可能にする。同様に、ヘーゲルの鋭いテーゼが伝統的な議論の全体を政治的
に時代遅れであると宣言しているのは何故か、も明かになる。その当時、伝統的議論の古典的
問題設定を有名な基幹的問いとして定式化していたのは、サミュエル・プーフェンドルフで
あった、と言ってよかろうが、そこでの理解では、政治・憲法的には「怪物」である古いレー
ン法的な帝国団体が、政治的な理論教養の中にあっては、それがアリストテレスに由来するも
のであろうと何か他に由来するものであろうと、国家として捉えられ得たのである。それとは
反対に、ヘーゲルの感じ取った所では、リュネヴィルで、国家的連関の二つの根本原理が和解
し難く且つ不可通約的な仕方でも衝突したのであり、その限りで、次の時代に対して深刻な紛争
の火種を提供したのである。そして、その火種の爆発力たるや、ヨーロッパ全体にとって極めて
重要な此の契約〔リュネヴィル講和条約〕を以てしても信管を外すことなどできない体のも
のであることが歴然としていた。

〔二つの根本原理とは、即ち、〕一方で、フランス共和国は、執政政府ヴァージョンにあって
も、ますます革命の主要原理即ち「一にして不可分の国民」という概念を代表していた。近代
的な国民国家の理念という根本概念それ自体が、フランス政府を、無制限的に、且つ、地域的
な自治組織即ち最も小さな地方自治体に至るまで統治の一貫性を以て、貫徹しようと目論んで
いたことは、自明である。他方で、古い原理即ち国家のレーン法的構築構造がリュネヴィルで
初めて破局的なまでの敗北を喫し完全に無効なものとなったことを、ヘーゲルは認識していた。
そうしたレーン法的な国家構造の長所と短所は、モンテスキューが〔既に〕彼の記念碑的主著
の中で最後にもう一度総括して、有名な批判的制限を附しつつ、全ヨーロッパに於ける将来の
国家的関係にとっても唯一の可能性であると認め評価していた。ヘーゲルは上で、〔レーン法
的な国家構造の〕不都合や政治的实施不可能性を、帝国法の伝統に基づき再三に互って詳細に
主題化しながら、実質的には、〔リュネヴィル講和条約で〕障害〔となった問題〕即ち国法的
意味でもまた非常に重大な外交の意味でも負荷〔となった問題〕——リュネヴィルでの皇帝側
交渉使節は、それらに苦しめられて、自らの〔交渉〕戦略や交渉目標を自ら毀損するという不
合理にまで追い込まれた——を順次詳論しているのである。ヘーゲルとその同時代にとって、
リュネヴィル〔講和条約締結交渉〕当時並びに以後の紛糾は、それを説明したり理解したりす
る場合であれ、それを解決する日が来る場合であれ、最早、彼の抽象的なアカデミズムの水
準では、即ち、伝統的な公式的帝国法の問題設定——それは、アカデミズムの中で数世紀に互
って形成されてきたものであると同時に、〔その間に〕益々に現実から乖離してきたもので
ある——を以てしては、なし得ないものであった。法学自体が、それが恰も重心に向かう様な仕
方で帝国法へと特殊化されていった限りで、ミュンスター並びにオスナブリュックでの講和条
約締結交渉以来、全く法外な影響力をもつに至ったが、そのことの原因となったのは、条約交
渉地で創り出され契約法に強く規定された、ドイツでの政治的諸関係の契約構造であり、更
には、ヨーロッパ諸国の権力の内部で帝国が巻き込まれていた外交関係の複雑な纏れである。
この纏れを生んだ原因は、一方ではレーン法的でありながら、他方では相統法的な即ち家族契約
で規制された、主権相互の政治的關係、即ち、封建的な権力関係と地域的な統治秩序〔の二重
性〕にあった。〔法学が法外な影響力をもつに至った〕理由は、政治的行動の許容範囲の全く
不相応に大きな部分が、帝国の会議つまり帝国議会の政治的生命の外へ謂わば移転させられて、
二つの帝国最高裁判所の許で、複雑さで悪名高く諸々の形式で覆い尽くされた裁判手続きの硬
直した形式主義の中に埋没してしまい、政治的決断からは徹底的に引き離されたからである。
「皇帝陛下」並びに帝国会議の統治行為の多くは、時の経過の中で、帝国最高裁判所（「帝国最
高法院」と「帝国宮内法院」）での係争という形式張った姿をとるようになったのである。領
邦君主や皇帝の法律顧問達は、そうした場合に、対立的な立場に立って、それぞれの立場から
の学問的な演繹を行いながら、政治的な生活の中へ分け入っていくが、そうした生活は、元々

から、〔国家〕体制の基盤に関しては、安定した法律形式主義によって或は普遍的拘束力をもつ基本法の定義によって性格づけられているようなものではとてなかつた。しかし、この事実に入念な注意を払ったのが、既存の諸関係を現実政治的に解釈するという意図をもつヘーゲルの分析解明であった。〔以下、紙数制限のために割愛。〕

- 4) 【全集版編集者による註】「前註を参照せよ。更に Häberlin: Teutsches Staatsrech. をも参照せよ。Häberlin は、同書第 1 巻 42 頁以下 (Erstes Buch. Allgemeine Kenntniß des teutschen Reichs), その第 1 章で既に「ドイツ帝国の境界について (Von den Gränzen des teutschen Reichs)」という表題の下に、ヘーゲルがここで暗黙裡に取り上げている区別について検討している。即ち、同時代に於てもなお政治的に承認されている帝国領土の実際上の範囲と、彼の(もはや形式的法律的な意味でのみ擁護されているに過ぎない) 遥かに広範囲に及ぶ領土主張との区別である。前者は、主権的な帝国団体全体の支配と裁判権の下にあったのに対して、後者は、何世紀にも互る伝統に基づく「皇帝陛下」の封建的称号或は権限と結び付いて、国法理論が、政治の実際の展開に抗してでも、決して放棄しようとしなかつたものである。従って、国家法的な記述という意味では完璧な、Häberlin による枚挙〔的解説〕は、勿論、ヘーゲルが単に実例として挙げたに過ぎないブルグンド王国そしてブザンソン (Bisanz) 等をも含んでいる。最後には、ヘーゲルの場合と多かれ少なかれ同じような順序で、イタリアの諸領地に対するドイツ帝国の皇帝権力による権利請求までもが、Häberlin の〔同書第 1 巻〕第 2 章で「イタリア並びにローマ皇帝位とドイツ帝国との結び付きについて (Von der Verbindung Italiens und des römischen Kaiserthums mit dem teutschen Reich)」という表題の下に、ヘーゲルが別箇に言及している帝国帰属分けでもナポリ = サルデーニャ王国を含めて、言及されている (100 頁以下)。従って、ヘーゲルの説明と内容を比較すれば、全体として、次のような明確な印象が呼び起されてくる。即ち、ヘーゲルの説明は、ここでも次の(続きの) 文脈でも、事実上、〔Häberlin の〕国家学ハンドブックや Häberlin の著作の解説(或はまたヘーゲルが抜粋を作成した Pütter の説明)に負うところが相当に大きい、と。このことは、特に、ここで註を附した個所の後に続く諸頁での一般的な歴史的・政治的考察に対して当て嵌まる。それらの諸頁でヘーゲルは、本質的に、Häberlin 〔の著作〕で蒐集された情報の粗い調査報告以上のものを何も提示していないように思われる。特に、ヘーゲルによる直ぐ後の、ネイメーヘン講和条約 (1672) やレイスウェイク講和条約 (1697) の解説を参照せよ。〔紙数制限のため、一部省略。〕しかし、Häberlin は、彼の著作が公刊された年 (1797) の近くまで途切れなく考察を継続している限りで、ヘーゲルはやはり、このテーマについての他の(少し古い) 標準的諸著作の中でではなく Häberlin の説明の中での、ラシュタット講和条約締結交渉開始の殆ど直前に至るまでのドイツ帝国の〔政治的〕状況に対する同時代では相対的に最も完備した国法的説明を、当時自分が着手していた研究のために参考にして、特別に得るところがあった、と推測される。更に、Häberlin の部分的に非常に豊かな諸註解の中でヘーゲルが、より広範囲の関連論文や取分け帝国法に関する〔Häberlin〕以外の著作家達 — 例えば、Christian Ludwig Scheid, Johann Jacob Moser, Ludwig von Hess, Johann Schulz, そして勿論 Pütter — による古典的な解説書やハンドブックからの情報の相当に重要な蓄積をも、利用できるようになったことを付け加えるべきである。こうした事情は、相当に大規模ではあるが同時に〔誰・何を指しているかが〕不明確な一群の著作家乃至著作へのヘーゲルの関わり — 繰り返し鏝められてはいるが追跡調査しても勿論極めて曖昧 — を明らかにするかもしれない。さりとてヘーゲルは、そうした著作家乃至著作をオリジナルに当たって研究することを、例えば Häberlin の著作の見立てによって、清算済みのこと〔もはやその義務を免れたこと〕と看做していた可能性がある。」
- 5) 原文は „und den Umfang seines Gebiet“ であるが、 „und [in] dem Umfang seines Gebiet[es]“ と解釈する。

- 6) 全集版の原文は Masse であるが、Lasson 版では Macht と読んでいた。
- 7) 原文は、„Aus dieser angeführten Verminderung“ であるが、清書稿の対応部分 (GW.5, S.190) では、„Ausser dieser angeführten Verminderung“ であり、意味的にも後者が整合的であるので、清書稿に従って解釈する。
- 8) 原文は、„Im nächsten, nemlich im Nimweger Friedensschluß, der“ であり、不完全な文章である。
- 9) 「有力者 (die Grossen)」とは、オーストリアやプロイセンに代表される有力な帝国等族を指す。
- 10) 補完的に訳出している。原文は、„ohnehin und rechtlich“ であるに過ぎない。
- 11) Visitationen と複数形になっている。然し、Pütter, bd.3, S.121ff. では、単数形で言及されている。
- 12) 原文は Mainz であるが、意味不明。Pütter の該当箇所にも Mainz は登場しない。文脈的には「皇帝と帝国 (Kaiser und Reich)」という結合が一番適切であろう。Pütter の該当箇所にも登場している。
- 13) ミュンスター再洗礼派の叛乱を遠因として、1647 年から 1661 年まで続いた都市ミュンスターと司教との争いを指す。独立を目指したミュンスターは外国の支援を得られず敗北し司教の支配の下に置かれる結果となった。
- 14) 【全集版編集者による註】「前〔全集版編集者による〕註を参照せよ。これら 17 世紀の (古風な) ドイツ国家法乃至帝国法の古典的著作家達について名前を挙げて言及がなされているとは云え、一つの重大な疑惑を排除し得るとしても辛うじてのことでしかない。即ち、果たしてヘーゲルは、実際に Conring や Hippolythus a Lapide (Bogislaw von Chemnitz の偽名) を独立に研究したのかどうか、或は、果たしてヘーゲルは、最近の二次文献、例えば、Häberlin や Moser の著作、或はひょっとして、以下で幾らか詳しく註解する、J.C.Krause の紛れもなく特別に有益な著作を利用した——〔前記諸著作を独立に研究した可能性とは〕比較にならない程にその可能性が高い——のかどうか。〔以下、詳細な解説があるが、紙数制限により割愛。他日の訳書公刊に際して全体を提示する。〕」
- 15) 茲では帝国を成立せしめる団体的結合を指す。
- 16) 【欄外原註】皇帝はその限りで帝国宮内法院に重きをおかざるを得ない。ヴェストファーレン講和条約締結交渉に際してのフォン〔ウント ツー〕トラウトマンズドルフを見よ。何故なら、帝国を纏めているものが最早〔帝国宮内法院〕以外には存在しないからである。
- 17) 原文は複数形。(Lasson 版では単数形。) ヴェストファーレン講和会議でドイツ帝国が幾重にも分割されたことを複数形で表現したものと解釈できるであろう。
- 18) 原語は、Mitstand である。一般的な意味では、glied einer politischen körperschaft (Grimms Deutsches Wörterbuch) とされるが、茲では、等族という Stand の意味が生きていると解釈する。
- 19) 原文は、Landstädte であるが、そのままでは意味を成さないので、Landstände の誤記と解釈する。
- 20) iliacos intra muros peccatur et extra の省略形。
- 21) 此处には、司法制度が帝国の統一を支えているという考え方が前提されている。
- 22) 所得乃至利益に対して掛けられる租税の意味かと思われる。
- 23) 「政治」の下で、等族の特殊的利益の追求が理解されている。
- 24) 「体制」の下で、国家の普遍的利益を追求する仕組みが理解されている。
- 25) 【ヘーゲル自身による欄外への書き込み】「相続による諸〔領邦〕国家の拡大、特に、諸〔領邦〕国家と他所の〔諸国家〕との結合。こうした状況は国家〔帝国〕にとって極めて深刻な打撃である。〔確かに、〕こうした状況によって権利の点で〔帝国〕国制に毀損が生じることには無

かった。尚もドイツを構成している、他所の〔諸国家〕の中の君主（Fürst）が帝国団体（Reichsverband）を放棄することもなかった。（イタリアの諸レーエンについては事情が異なる。）ドイツ帝国はその権利の総てを維持したのである。しかし、変化は驚くべきものである。国家機構に対する諸等族の権力の関係は、全く変化した。それは革命と称すべきものであり、ドイツの国法に少しの〔外面的〕変化を生じさせるまでもなく、ドイツの国法に突然襲い掛かり全く瓦解させてしまったのである。〔しかし、ハノーファーと同君連合の関係にある〕イングランドについては事情が別である。何故なら、イングランドの最高権力とハノーファーの最高権力とは、諸大臣が別であるが故に、統合されていないからである。王（König）は、確かに、両者を統合することができるであろう。〔即ち、〕王は、開戦を宣言し講和条約を締結し〔他の国家と〕同盟を結ぶ、〔両者に於ける〕最高の国家権力を有しており、両者に於ける税金を管理し軍隊に命令する〔権力〕を有している。しかし、税金の管理をするに過ぎず、〔課税に〕承認を与える訳ではない。因みに、ジョージ一世の下で両者の利害は統合されていた。もし彼がもっと幸運であったならば、彼はプロイセンの役割を奪い取っていたかもしれない。しかし、イングランドの利害はフランスに対立していて、オーストリアと共にあった。〔もしジョージ一世がプロイセンの役割を奪い取っていたとすれば、〕その時にはイングランドの利害はフランスとオーストリアの両方に対立していたであろうし、〔両方に対して〕自分を維持する事はなかったであろう。皇帝に対する対抗権力、小規模〔等族〕の保護、それによってドイツの一部で皇帝権力に取って代わる役割〔それが、プロイセンの役割である。〕

- 26) 「実践」の下で、実際政治が理解されている。
- 27) „die Völker [waren] ehrlich und redlich für Religion“ と解釈する。
- 28) „NationenFeindschaft [wurde] durch Krieg und Plünderungen und gegenseitige Feindseligkeit zugleich erzeugt.“ と解釈する。
- 29) „Diese ReligionsTrennung [ist] erstaunlich wichtig geworden,“ と解釈する。
- 30) テキストは „er“ であるが、Lasson の校訂に従って „es“ と読む。何れに解しても、不自然な点は残る。
- 31) 文法的に不自然な構文である。ここでは、daher, daß または、damit, daß の省略形と解釈する。
- 32) 1552年に締結されたパッサウ条約を指す。
- 33) 【ヘーゲル自身による欄外への書き込み】「皇帝は、〔そうした重要案件を〕自分自身、自分のもつ最高司法権力（obristrichterliche Gewalt）のために留保していた。即ち、〔最高司法権力というよりは〕寧ろ、国家権力の最高部分、国家の代表者（Representant[en] des Staats）としての自分のために。」
- 34) テキストでは „als“ となっているが、極めて不自然であるので、„also“ の誤記乃至誤読と解釈する。
- 35) テキストは „gerichtliche Verhandlung“ であるが、校訂註からも明らかな如く „gerichtlicher Verhandlung“ と訂正されるべきである。
- 36) 【メインのテキストの上に、線で囲まれた、ヘーゲル自身による欄外への書き込み】「強大な権力〔領邦国家〕間のこうした嫉妬心、〔領邦国家間の〕外交問題に従事する彼等の能力、ドイツ帝国がもっていない〔外交〕能力、ドイツ帝国は何処で、〔領邦国家間の〕仲介を引き受けたのか、或は、その重みで戦争を食い止めて平和〔講和〕に影響を及ぼしたのか？
こうした嫉妬心が、パルマ、モデナ、ジェノヴァ、ルッカ、拳句はサン・マリノをも維持していた。しかし、一度嵐が吹けば、それらは崩壊した。これらの〔イタリアの〕諸国家は〔ドイツのような〕帝国団体（Reichsverband）や〔帝国〕最高法院（Kammergericht）をもっていなかった、等々。」
- 37) テキストは、 „seine Ehrwürdigkeit sie verlassen sich u.s.w.“ であり、不完全な文章である。その意味を記者は、以下の様に解釈する。 „Auf seine Ehrwürdigkeit verlassen sie sich u.s.w.“

- 38) 【続く頁の左上部欄外へのヘーゲル自身による書き込み】「リップペに対するヘッセンカッセル補償〔請求〕権 (Vergütungsrecht) ヴェストファーレン講和条約で、そして、それ以後に、失われた〔帝国〕直属〔身分〕。」

